

(別紙)保存活用計画の記載事項

※いずれも現時点の案であり、今後変更の可能性がある

類型	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	重要文化財(美術工芸品)	重要無形文化財	重要有形・無形民俗文化財	史跡名勝天然記念物
作成主体	所有者、管理団体	所有者、管理団体	所有者、管理団体	保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者	(有形)所有者、管理団体 (無形)地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者	所有者、管理団体
計画記載事項	<p>(主に第1号関係)当該文化財の名称及び所在の場所等</p> <p><b>①文化財の名称と所在地等</b> ・当該文化財の告示された名称・員数・構造及び形式・所在地・指定年月日を記載</p> <p><b>②文化財の所有者又は管理団体</b> ・当該文化財の所有者を記載 ・管理団体が指定されている場合は管理団体とその指定年月日を記載し、管理責任者が選任されている場合は管理責任者も記載</p> <p><b>③計画の対象とする区域</b> ・保存活用計画の対象とする区域(以下「計画区域」という。)を記載</p> <p><b>④文化財の概要・価値等</b> ・文化財の沿革(改造の変遷等)や価値等を簡潔に記載 ・これまで実施した保存修理、防災施設、環境保全、耐震対策、活用の経緯等を記載</p>	<p><b>①文化財の名称と所在地等</b> ・当該文化財の告示された名称・員数・構造及び形式・所在地・登録年月日を記載</p> <p><b>②文化財の所有者又は管理団体</b> ・当該文化財の所有者を記載 ・管理団体が指定されている場合は管理団体とその指定年月日を記載し、管理責任者が選任されている場合は管理責任者も記載</p> <p><b>③計画の対象とする区域</b> ・保存活用計画の対象とする区域(以下「計画区域」という。)を記載</p> <p><b>④文化財の概要・価値等</b> ・文化財の沿革(改造の変遷等)や価値等を簡潔に記載 ・また、保存の対象とする範囲について、文化財としての特徴・評価を記載 ・これまで実施した保存修理、防災施設、環境保全、耐震対策、活用の経緯等を記載</p>	<p><b>①文化財の名称と所在地等</b> 当該文化財の告示された名称、員数、種別、指定番号、指定年月日、国宝・重要文化財の区分を記載</p> <p><b>②文化財の所有者又は管理団体等</b> ・所有者名、所有者住所を記載。管理団体・管理責任者が指定・選定されている場合にはその名称及び住所もあわせて記載</p> <p><b>③文化財の概要・価値等</b> ・当該文化財の寸法・重量、文化財的価値、品質・形状を記載 ・あわせて当該文化財の特徴が明らかになる写真も添付することが望ましい</p>	<p><b>①文化財の名称等</b> ・当該文化財の告示された名称、指定年月日を記載 ・指定年月日については、直近の指定年月日を記載すること</p> <p><b>②文化財の保持者又は保持団体等</b> (保持者(各個認定)の場合) ・保持者の氏名(芸能の場合は、芸名の変更があった場合は変更順に記載)、認定年月日、生年月日、現在の住所を記載 (団体(各個認定以外)の場合) ・団体の名称、認定年月日、設立年月日、団体の所在地、代表者の氏名を記載</p> <p><b>③文化財の概要・価値等</b> (保持者(各個認定)の場合) ・当該文化財の保存及び活用に関する過去5年の業績や活動の概要を記載 (団体(各個認定以外)の場合) ・重要無形文化財伝承事業費国庫補助事業を実施している場合は過去2年の概要を、国庫補助事業以外に当該文化財の保存及び活用に関する事業を実施している場合は過去5年の概要をそれぞれ記載</p>	<p><b>①文化財の名称等</b> (有形の場合) ・当該文化財の告示された名称、員数、指定年月日、所在地(保管場所)を記載 (無形の場合) ・当該文化財の名称、指定年月日、所在地(伝承地)を記載</p> <p><b>②文化財の所有者又は管理団体等</b> (有形) ・当該文化財の所有者、管理団体指定がある場合は団体を記載 (無形) ・当該文化財の保護団体(代表者)を記載</p> <p><b>③文化財の概要・価値等</b> (有形の場合) ・当該文化財の保存及び活用に関する過去5年の業績や活動の概要を記載。特に修理による復旧や改変の有無は必ず記載する。また、活用については、通常の活動を含めた活用状況を記載する (無形の場合) ・当該文化財の保存及び活用に関する過去5年の業績や活動の概要を記載。特に修理や社会状況による復旧や改変の有無は必ず記載する。また、活用については、通常の公開を含めた活用状況(公開日、場所等)を記載する</p>	<p><b>①文化財の名称と所在地等</b> ・当該文化財の告示された名称・種別・指定年月日・指定基準・所在地を記載(追加指定している場合には、追加指定年月日・指定基準を含む。)</p> <p><b>②文化財の所有者又は管理団体</b></p> <p><b>③計画の対象とする区域</b> ・保存活用計画の対象とする区域を記載 ・原則、所有者が所有する土地の範囲内が対象区域だが、必要(買上げ予定等)に応じて関係者の了解を得たうえで、周辺地域を含めることも可能</p> <p><b>④文化財の概要・価値等</b> ・指定に至る経緯、指定説明文、指定に至る調査成果、指定地の状況、当該文化財の本質的価値、構成要素の特定等に関する事項を記載</p>

類型	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	重要文化財(美術工芸品)	重要無形文化財	重要有形・無形民俗文化財	史跡名勝天然記念物
	(主に第2号関係)当該文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容					
計画記載事項	<p><b>①保存の現状と課題</b> ・保存管理、環境保全、防災上の観点から、保存の現状と課題を記載</p> <p><b>②活用の現状と課題</b> ・現在の活用内容に関連する当該文化財の保護、安全性の確保等に係る課題を記載</p> <p><b>③保存管理に関する事項</b> ・当該文化財の(1)保護の方針、(2)管理の方針、(3)修理の方針を記載</p> <p><b>④環境保全に関する事項</b> ・現状と課題 ・環境保全の基本方針 ・周辺環境における防災上の課題と対策 等を記載</p> <p><b>⑤防災に関する事項</b> ・防災上の現状と課題 ・防災対策 等を記載</p> <p><b>⑥活用に関する事項</b> ・公開その他の活用の基本方針、活用のための基本計画を記載</p> <p><b>⑦保護に係る手続き</b> ・計画の内容に沿って今後実施することが予定されている行為、及び当該行為の実施に関し、文化財保護法及び関係法令に基づき、必要な届出、許可の手続き(不必要な届出、不必要な許可行為等も記載することも可能である)について記載</p>	<p><b>①保存の現状と課題</b> ・保存管理、環境保全、防災上の観点から、保存の現状と課題を記載</p> <p><b>②活用の現状と課題</b> ・現在の活用内容に関連する当該文化財の保護、安全性の確保等に係る課題を記載</p> <p><b>③保存管理に関する事項</b> ・当該文化財の(1)保護の方針、(2)管理の方針、(3)修理の方針を記載 ・市町村が定める建築基準法の適用除外に関する条例の適用を受けようとする場合は、条例の要件を満たすように(1)保護の方針に「保存部分」を設定</p> <p><b>④環境保全に関する事項</b> ・現状と課題 ・環境保全の基本方針 ・周辺環境における防災上の課題と対策 等を記載</p> <p><b>⑤防災に関する事項</b> ・防災上の現状と課題 ・防災対策 等を記載</p> <p><b>⑥活用に関する事項</b> ・公開その他の活用の基本方針、活用のための基本計画を記載</p> <p><b>⑦保護に係る手続き</b> ・計画の内容に沿って今後実施することが予定されている行為、及び当該行為の実施に関し、文化財保護法及び関係法令に基づき、必要な届出、許可の手続き(不必要な届出、不必要な許可行為等も記載することも可能である)について記載 ・市町村が定める建築基準法の適用除外に関する条例の適用を受けようとする場合は、条例に適合する部分をまとめて記載する</p>	<p><b>①保存の現状と課題</b> ・当該文化財の保存状態、修理履歴(修理年、修理内容、国及び自治体等の補助事業の利用の有無)、留意事項を記載</p> <p><b>②活用の現状と課題</b> ・当該文化財の移動公開履歴(公開年、移動公開先・内容)を記載 ・公開による活用以外に当該文化財の高精細レプリカや高精細画像等の代替物や代替メディアなどによる二次資料の作成や調査研究等による活用履歴についても記載</p> <p><b>③保存の措置</b> ・当該文化財の修理の必要性及び緊急性、修理計画(修理年、修理内容、国及び自治体等の補助事業の利用予定の有無)、留意事項を記載</p> <p><b>④防災・防犯</b> ・当該文化財の保管施設に関する防災設備及び防犯設備に関する現状及び課題、今後の防災・防犯計画、留意事項を記載 ・当該文化財が寺社等の保管施設に所在する場合には、専従管理者の有無も含めた管理状況についても記載</p> <p><b>⑤活用の措置</b> ・当該文化財の展示、貸出、複製等の活用に係る方針及び活用にあたっての留意事項を記載</p>	<p><b>①現状と課題</b> ・当該文化財の現状及び保存・活用に関する課題を記載</p> <p><b>②保存及び活用の方針</b> ・当該文化財の保存及び活用の方針を記載</p> <p><b>③保存の措置</b> ・当該文化財の保存のために行う事業の内容等を記載</p> <p><b>④活用の措置</b> ・当該文化財の活用のために行う事業の内容等を記載 ・活用事業としては、伝承者以外の一般向けの普及・教育事業、製作実演、シンポジウム等のイベント、ウェブサイトの作成、運営などの文化財の情報発信事業、翻訳通訳当の多言語化事業、その他の公開事業などの内容、年間における回数、実施時期等を記載する</p>	<p><b>①現状と課題等</b> ・当該文化財の現状及び保存・活用に関する課題を記載</p> <p><b>②保存及び活用の方針</b> ・当該文化財の保存及び活用の方針を記載</p> <p><b>③保存の措置</b> a. 修理、管理、継承等(有形の場合) ・修理方針、その必要性、修理箇所、修理方法を記載(無形の場合) ・公開、修理・新調及び継承の方針、並びに公開、修理・新調及び継承方法を記載 b. 環境保全・防犯防災・安全対策等 ・環境保全・防犯防災対策、安全対策等の方針、その必要性、並びに環境保全・防犯防災対策等の方法を記載</p> <p><b>④活用の措置</b> ・活用、公開、啓発、情報発信等の方針、その必要性、並びに活用、公開、啓発、情報発信の方法を記載</p>	<p><b>①保存の現状と課題</b> ・指定地全体、個々の構成要素ごと保存の現状・課題を記載</p> <p><b>②活用の現状と課題</b> ・指定地全体、個々の構成要素ごと活用の現状・課題を記載</p> <p><b>③整備(保存のための復旧、公開活用のための施設整備)の現状と課題</b> ・指定地全体、個々の構成要素ごと整備の現状・課題を記載</p> <p><b>④運営・体制の整備の現状と課題</b> ・保存活用計画の実施体制の現状・課題 ・保存活用計画の実施に当たったの連携体制の現状・課題 を記載</p> <p><b>⑤保存(保存管理)の方向性と方法</b> ・当該文化財の保存(保存管理)の方向性 ・具体的な保存(保存管理)の手法 ・現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関する事項(この場合、第3号の記載事項を記載) ・その他の事項(周辺環境の保存手法、追加指定方針、買上げ方針) 等を記載</p> <p><b>⑥活用の方向性と方法</b> ・当該文化財の活用の方向性 ・具体的な活用の手法 ・教育における活用の具体的な手法 を記載 ・地域における活用の具体的な手法 を記載</p> <p><b>⑦整備の方向性と方法</b> ・保存のための整備及び活用のための施設等整備の方向性 ・保存のための整備及び活用のための施設等整備の手法 を記載</p> <p><b>⑧運営・体制の整備の方向性と方法</b> ・運営・体制の整備拡充の方向性と拡充の方法を記載</p>

類型	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	重要文化財(美術工芸品)	重要無形文化財	重要有形・無形民俗文化財	史跡名勝天然記念物
	(第3号関係)計画期間 概ね5～10年	概ね5～10年	5年程度を想定するが、個々の文化財の状況に応じて設定	概ね5年程度を基本とするが文化財の実情に応じて設定	概ね5年程度を基本とするが文化財の実情に応じて設定	5～10年を基本とし、文化財の実情に応じて設定
	当該文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項(任意)(法第53条の2第3項第1号等関係)					
計画記載事項	<p><b>①現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、保存管理のための行為や活用のための行為。以下のような事例が想定される</li> <li>施設の安全管理のために緊急性を要する整備</li> <li>関係法令に基づく技術基準等に適合させるための整備</li> <li>管理・活用の方針に基づく整備</li> </ul> <p><b>②現状変更等の内容及び実施の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の価値を損ねないように現状変更を実施する範囲は最低限とする</li> <li>技術基準等に適合させる場合も、形態・意匠・材料等において調和が図れるように検討</li> <li>やむをえず活用管理のため一部を撤去する場合は、別置保存する等、復旧可能な現状変更とすること</li> </ul> <p><b>③現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期</b></p> <p><b>④(具体的に事業が予定されている場合)現状変更等の着手及び終了の予定時期</b></p> <p><b>⑤(具体的に事業が予定されている場合)現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地</b></p> <p><b>⑥ その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状変更等を行う場合の配慮事項等を記載</li> <li>例えば当該文化財保護審議会の意見を聴く、文化財修理専門家の指導を求める等、考えられる</li> </ul>	<p><b>①現状変更(通常望見できる外観及び当該計画で「保存部分」とする内部を対象とする。)を必要とする理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該計画の実施する上で必要となる保存管理のための行為や活用のための行為が想定される</li> </ul> <p><b>②現状変更等の内容及び実施の方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の価値を損ねないように現状変更を実施する範囲は最低限とすることが望ましい</li> <li>技術基準等に適合させる場合も、形態・意匠・材料等において調和が図れるように検討</li> <li>やむをえず活用管理のため一部を撤去する場合は、別置保存する等、復旧可能な現状変更とすることが望ましい</li> </ul> <p><b>③現状変更のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期</b></p> <p><b>④(具体的に事業が予定されている場合)現状変更等の着手及び終了の予定時期</b></p> <p><b>⑤現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地</b></p> <p><b>⑥ その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>添付する書類</li> <li>現状変更等の設計仕様書及び設計図</li> <li>現状変更等をしようとする箇所の写真又は見取り図</li> <li>現状変更等をしようとする理由を証するに足る資料があるときは、その資料</li> <li>申請者が管理団体であるときは、所有者の承諾書</li> <li>管理責任者がある場合においては、管理責任者の承諾書</li> <li>管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の承諾書</li> <li>その他となるべき書類</li> </ul>	<p>(有形)</p> <p><b>①現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由</b></p> <p><b>②現状変更等の内容及び実施の方法</b></p> <p><b>③現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期</b></p> <p><b>④(具体的に事業が予定されている場合)現状変更等の着手及び終了の予定時期</b></p> <p><b>⑤(具体的に事業が予定されている場合)現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地</b></p> <p><b>⑥ その他参考となるべき事項</b></p>	<p><b>①現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由</b></p> <p><b>②現状変更等の内容及び実施の方法</b></p> <p><b>③現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは量又は量の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項</b></p> <p><b>④(具体的に事業が予定されている場合)現状変更等の着手及び終了の予定時期</b></p> <p><b>⑤当該行為が当該文化財の保存及び活用のために行う措置であることの説明</b></p>		

類型	重要文化財(建造物)	登録有形文化財(建造物)	重要文化財(美術工芸品)	重要無形文化財	重要有形・無形民俗文化財	史跡名勝天然記念物
計画記載事項	当該重要文化財の修理に関する事項(任意)(法第53条の2第3項第2号関係)					
	<p><b>①修理を行う理由</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の修理等により仕様が判定している場合でその仕様に基づき修理を行う場合や、屋根の葺替等や定期的な修理で同様に仕様に基づくもの等が想定される。</li> <li>類似の仕様に変更する場合については慎重な判断が求められ、当該地方公共団体の文化財保護審議会や文化財修理の専門家の意見等を聴くなどすることが望ましい。</li> </ul> <p><b>②修理の内容及び方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計仕様書、修理をしようとする箇所の写真又は見取り図、修理をしようとするものが管理団体であるときは、所有者及び権限及び占有者の意見書を添付すること。</li> </ul> <p><b>③現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所</b></p> <p><b>④修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期</b></p> <p><b>⑤修理の着手及び終了の予定時期(具体的に時期が特定されていない場合は凡その時期。例:凡そ〇〇年ごと、毀損があった場合等)</b></p> <p><b>⑥修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地(施工者等が決まっている場合のみ記載)</b></p> <p><b>⑦その他参考となるべき事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修理記録の管理について</li> <li>修理にあたり修理着手日と終了日、施工者、仕様、修理箇所、修理前後の写真等、求めに応じて概要を説明できるように、適切に台帳にして管理しておくことが望ましい。</li> <li>修理記録台帳で管理している場合は、修理終了後の届出を認定期間終了時に提出することで足りることとする</li> </ul>	<p><b>①修理の目的及び内容</b></p> <p><b>②修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所およびその時期</b></p> <p><b>③その他参考となる事項</b></p> <p><b>④添付する書類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計仕様書</li> <li>修理しようとする箇所の写真又は見取り図</li> <li>修理しようとする者が管理団体であるときは、所有者および権原に基づき占有者の意見書</li> <li>その他参考となるべき書類</li> </ul>				
当該重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項(任意)(法第53条の2第3項第3号関係)						
			<p><b>①法第53条の2第4項第6号の該当の有無</b></p> <p><b>②寄託先美術館</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寄託先美術館等(博物館法上の登録博物館及び博物館相当施設)の設置者の氏名又は名称並びに当該美術館の名称及び所在地を記載</li> </ul>			

※第4号関係(その他文部科学省令で定める事項)は別途検討中

※登録有形文化財(美術工芸品)、登録有形民俗文化財、登録記念物の計画記載事項は指定文化財に準じつつ特記事項がある場合はその旨を別途記載予定。登録有形文化財(建造物)は上記のとおり重要文化財(建造物)とは別個の指針として作成予定